

# 令和 2年度 階層別保育料算定表

## 0～2歳クラス用

- ・ 0～2歳クラスは、下のとおり保育料を算定します。
- ・ 3歳クラス以上は、保育料無償化の対象です（ただし、別途給食費等の負担があります）。
- ・ 保育料算定に用いる市（区町村）民税額には、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等の税額控除は適用されません。
- ・ 保育料の基準となる きょうだいの人数は、次のとおり数えます。

—— ふたり親世帯

--- ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯

- ・ ラインより上（税額が低い）の世帯は、年齢に関わらずきょうだいを数えます。
- ・ ラインより下（税額が高い）の世帯は、対象施設に在園している**未就学のきょうだいのみ**を数えます。

階層区分		階層区分の詳細		月額保育料							
那覇市	国基準			標準時間保育			短時間保育				
				第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降		
<b>A</b>	第1階層	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	
<b>B 1</b>	第2階層	市町村民税が非課税	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	0	0	0	0	0	0	0	
<b>B 2</b>			B1以外の世帯	0	0	0	0	0	0	0	
<b>C 1 A</b>	第3階層	市町村民税の均等割のみ課税	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	6,200	0	0	6,200	0	0	0	
<b>C 1 B</b>			C1A以外の世帯	13,200	6,600	0	12,900	6,450	0	0	
<b>C 2 A</b>		所得割額が48,600円未満	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	7,400	0	0	7,400	0	0	0	
<b>C 2 B</b>			C2A以外の世帯	15,600	7,800	0	15,300	7,650	0	0	
<b>D 1 A</b>	第4階層	所得割額が48,600円以上56,300円未満	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	9,000	0	0	9,000	0	0	0	
<b>D 1 B</b>			D1A以外の世帯	19,100	9,550	0	18,700	9,350	0	0	
<b>D 2 A</b>		所得割額が56,300円以上65,500円未満	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	9,000	0	0	9,000	0	0	0	
<b>D 2 B</b>			D2A以外の世帯	57,700円未満	22,900	11,450	0	22,500	11,250	0	0
				57,700円以上	22,900	11,450	0	22,500	11,250	0	0
<b>D 3 A</b>		所得割額が65,500円以上77,101円未満	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	9,000	0	0	9,000	0	0	0	
<b>D 3 B</b>			D3A以外の世帯	26,400	13,200	0	25,900	12,950	0	0	
<b>D 3 C</b>			所得割額が 77,101円以上84,900円 未満	26,400	13,200	0	25,900	12,950	0	0	
<b>D 4</b>	所得割額が 84,900円以上97,000円 未満	29,400	14,700	0	28,900	14,450	0	0			
<b>D 5</b>	第5階層	所得割額が 97,000円以上119,800円 未満	34,300	17,150	0	33,700	16,850	0	0		
<b>D 6</b>		所得割額が 119,800円以上169,000円 未満	38,200	19,100	0	37,500	18,750	0	0		
<b>D 7</b>	第6階層	所得割額が 169,000円以上301,000円 未満	39,600	19,800	0	38,900	19,450	0	0		
<b>D 8</b>	第7階層	所得割額が 301,000円以上397,000円 未満	40,800	20,400	0	40,100	20,050	0	0		
<b>D 9</b>	第8階層	所得割額が 397,000円 以上	53,000	26,500	0	52,000	26,000	0	0		